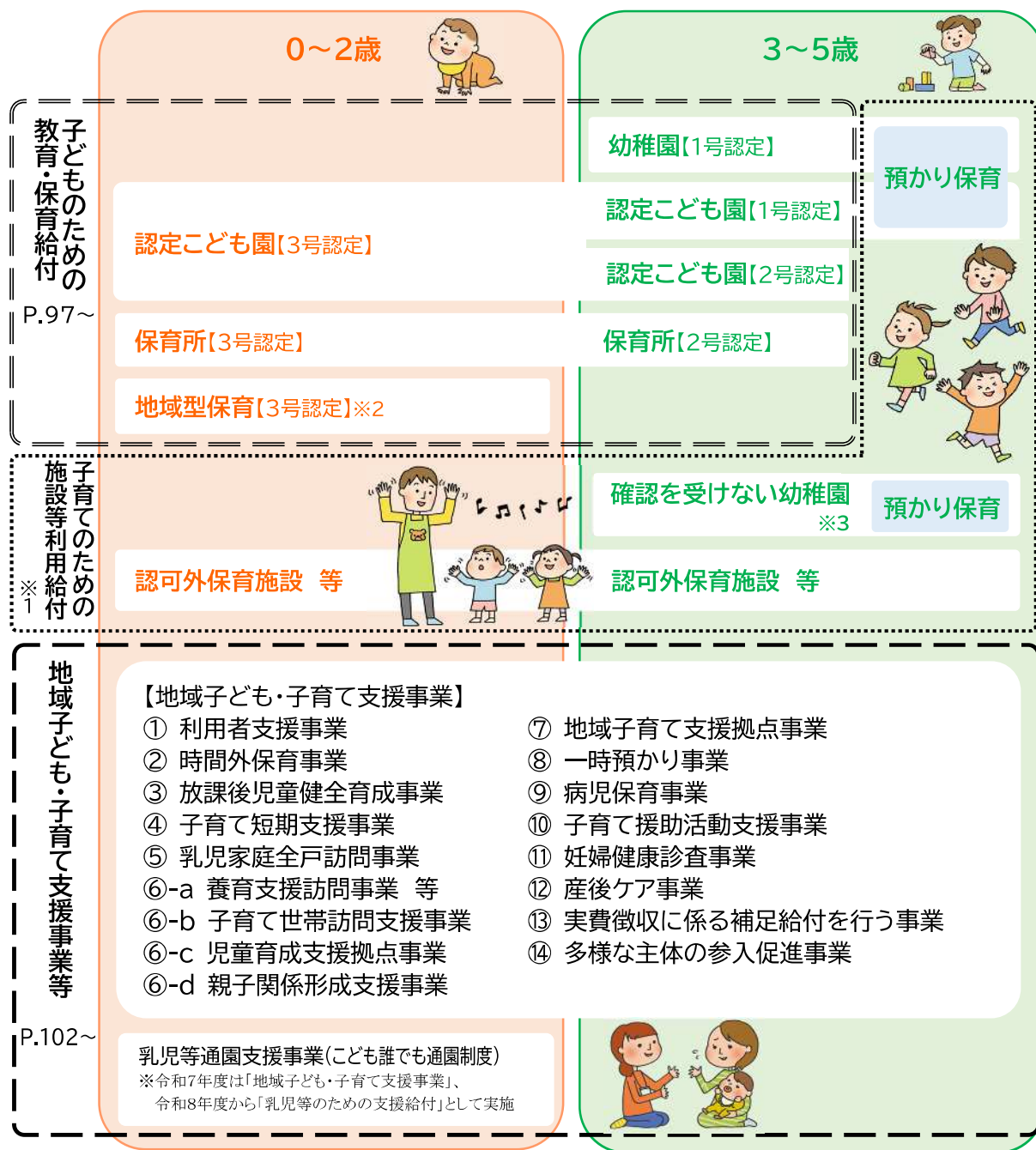


第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援制度の概要は下表の通りとなります。本章では子どものための教育・保育給付(P.97以降は「教育・保育事業」とします)及び地域子ども・子育て支援事業等について、子ども・子育て支援法に基づき量の見込み(需要量)及び確保方策(供給量)を記載します。なお、子育てのための施設等利用給付の一部(利用者を量の見込みに含むもの)については、確保方策の内訳に記載しています。

図表 51 子ども・子育て支援制度の概要



※1 認可外保育施設等の利用にあたり補助を受けるための認定。なお、補助を受ける要件は、施設や世帯の所得状況等により異なる。

※2 0～2歳児を対象とした施設で、小規模保育(利用定員6人～19人)、家庭的保育(利用定員5人以下)、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つのタイプがある。

※3 「子ども・子育て支援新制度」が開始された平成27年度以降も、従来の私学助成による補助により運営を継続している幼稚園のこと。

5-1 提供区域の設定

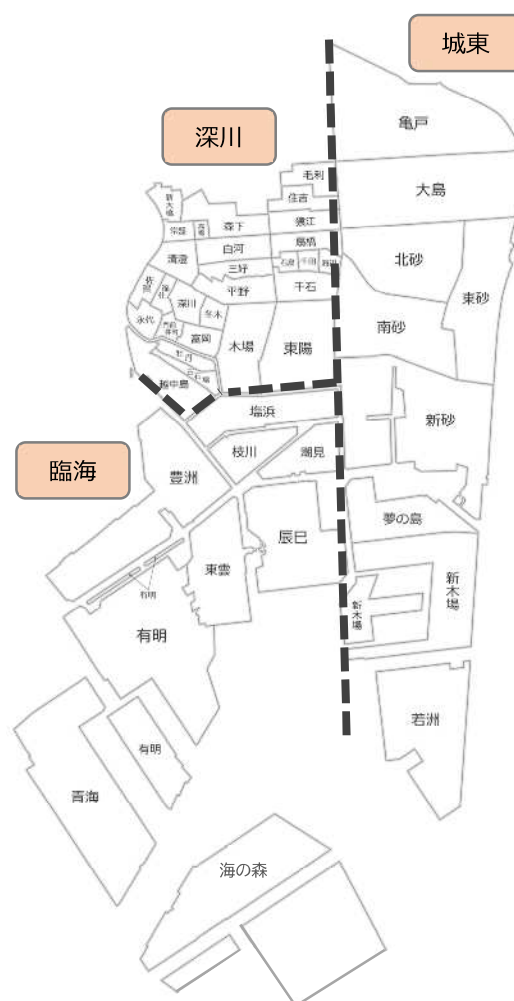
国の基本指針では、教育・保育等の需要を表す「量の見込み」及び供給を表す「確保方策」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域」を定めることとしています。また、提供区域の設定にあたっては、保護者やこどもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

本区においては、保育事業(2号認定・3号認定)は地区ごとの人口動態やこどもの人口の増減、保育施設等の社会資源の状況に差が生じているため、それぞれの地区によって柔軟な教育・保育の基盤整備が行えるよう、提供区域を深川・城東・臨海(豊洲特別出張所管内)の3区域に設定します。

教育事業(1号認定)及び地域子ども・子育て支援事業等については、区全体を一つの提供区域として設定します。

【江東区における区域設定】

1号認定 ・3歳以上で2号認定以外の家庭	幼稚園については、居住地区を越えて通園する場合も多いこと等から、区全体を一つの区域として設定
2・3号認定 ・0～5歳で保育の必要性がある家庭	地理的条件や人口等を勘案しつつ、地域における保育需要を踏まえた対応を図るため、 3区域 に設定
地域子ども・子育て支援事業等	居住地区を越えた施設の広域利用が想定されることから、区全体を一つの区域として設定



5-2 未成年人口の予測

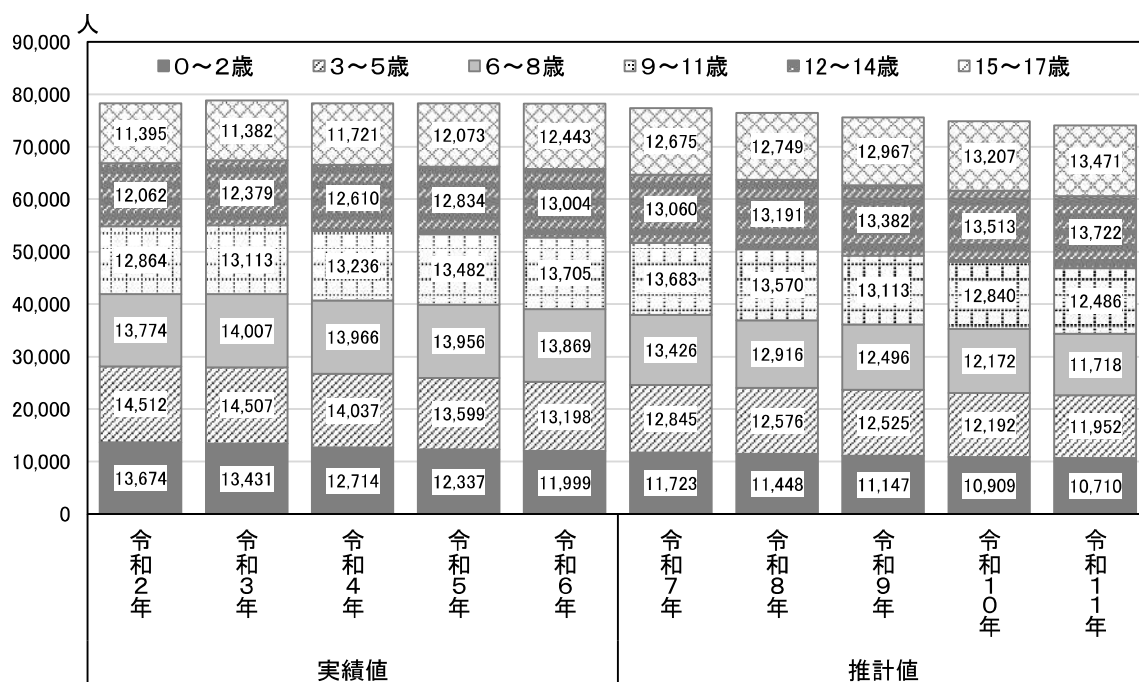
江東区の未成年人口(0～17歳)については、江東区長期計画(令和2年度～11年度)における推計人口に基づき、過去の住民基本台帳人口を踏まえて令和7年から令和11年までの年齢別の未成年人口を推計しました。

計画期間の最終年である令和11年の未成年人口は74,059人で令和6年に比べて約5%の減少、0～5歳の就学前人口は約10%の減少、6～11歳の小学生人口は約12%の減少となる見込みです。

図表 52 江東区の未成年人口の推移と予測

単位: 人	実績値(住民基本台帳人口データ)					推計値(長期計画ベース)				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	4,240	4,249	4,050	3,797	3,778	3,683	3,606	3,528	3,451	3,373
1歳	4,657	4,458	4,289	4,225	3,976	3,959	3,831	3,750	3,670	3,610
2歳	4,777	4,724	4,375	4,315	4,245	4,081	4,011	3,869	3,788	3,727
3歳	4,955	4,757	4,587	4,386	4,268	4,285	4,060	4,082	3,908	3,846
4歳	4,851	4,934	4,651	4,592	4,385	4,218	4,293	4,146	4,134	3,968
5歳	4,706	4,816	4,799	4,621	4,545	4,342	4,223	4,297	4,150	4,138
6歳	4,755	4,691	4,701	4,763	4,622	4,360	4,255	4,138	4,152	3,917
7歳	4,615	4,731	4,600	4,615	4,661	4,463	4,273	4,170	3,994	3,974
8歳	4,404	4,585	4,665	4,578	4,586	4,603	4,388	4,188	4,026	3,827
9歳	4,433	4,379	4,492	4,669	4,565	4,557	4,534	4,226	4,044	3,857
10歳	4,283	4,436	4,344	4,486	4,668	4,600	4,458	4,450	4,312	4,241
11歳	4,148	4,298	4,400	4,327	4,472	4,526	4,578	4,437	4,484	4,388
12歳	4,247	4,146	4,286	4,414	4,342	4,431	4,497	4,550	4,460	4,556
13歳	3,999	4,237	4,110	4,277	4,398	4,320	4,393	4,458	4,563	4,521
14歳	3,816	3,996	4,214	4,143	4,264	4,309	4,301	4,374	4,490	4,645
15歳	3,909	3,798	4,011	4,225	4,160	4,273	4,306	4,359	4,482	4,592
16歳	3,720	3,894	3,805	4,010	4,263	4,234	4,235	4,331	4,369	4,488
17歳	3,766	3,690	3,905	3,838	4,020	4,168	4,208	4,277	4,356	4,391
合計	78,281	78,819	78,284	78,281	78,218	77,412	76,450	75,630	74,833	74,059

※1月1日現在



5-3 教育・保育事業の見込み・確保方策

※表中の「量の見込み」は教育・保育施設の利用見込み数(需要数)、「確保方策」は教育・保育施設の定員数(供給数)を表しています。

【事業概要】

- 幼稚園や保育所等の教育・保育施設を利用する場合は、利用のための認定を受ける必要があります。(認定区分についてはP26、94参照)

<教育・保育区分>

種 別	対 象		該当する施設
教育標準時間認定	1号認定	3～5歳のこどもであって、2号認定以外の家庭	認定こども園・幼稚園
保育認定	2号認定	3～5歳のこどもであって、保護者の就労、出産、疾病等により保育の必要性がある家庭	認定こども園・保育所
	3号認定	0～2歳のこどもであって、保護者の就労、出産、疾病等により保育の必要性がある家庭	認定こども園・保育所・地域型保育

【方針】

〔1号認定〕

- 「区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」に基づき、区立幼稚園の適正配置を実施するとともに、3歳児保育や預かり保育を実施することで区民ニーズに応えていきます。

〔2・3号認定〕

- 地域やこどもの年齢によって異なる保育需要に応じた適切な定員確保により、待機児童ゼロの継続に取り組みます。

(1)1号認定(3～5歳児／教育標準時間認定)

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2,891	2,737	2,606	2,457	2,325
確保方策(B)	4,129	3,989	3,779	3,674	3,674
幼稚園・認定こども園	2,099	1,959	1,749	1,644	1,644
確認を受けない幼稚園	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030
過不足分(B-A)	1,238	1,252	1,173	1,217	1,349

(2)2号認定(3～5歳児／保育認定)

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

全体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	9,118	9,019	9,123	8,955	8,876
確保方策(B)	10,378	10,309	10,285	10,284	10,284
認可保育所	10,248	10,179	10,155	10,154	10,154
地域型保育	5	5	5	5	5
認可外保育施設	125	125	125	125	125
過不足分(B-A)	1,260	1,290	1,162	1,329	1,408

(単位:人)

①深川※	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2,378	2,346	2,325	2,320	2,349
確保方策(B)	3,040	3,031	3,028	3,028	3,028
認可保育所	3,019	3,010	3,007	3,007	3,007
地域型保育	5	5	5	5	5
認可外保育施設	16	16	16	16	16
過不足分(B-A)	662	685	703	708	679

(単位:人)

②城東※	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	3,959	3,899	4,030	3,954	3,974
確保方策(B)	4,179	4,159	4,146	4,145	4,145
認可保育所	4,085	4,065	4,052	4,051	4,051
地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	94	94	94	94	94
過不足分(B-A)	220	260	116	191	171

(単位:人)

③臨海※	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2,781	2,774	2,768	2,681	2,553
確保方策(B)	3,159	3,119	3,111	3,111	3,111
認可保育所	3,144	3,104	3,096	3,096	3,096
地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	15	15	15	15	15
過不足分(B-A)	378	345	343	430	558

※「深川」「城東」「臨海」の区域は、「5-1 提供区域の設定」を参照。以下同じ。

(3)-1 3号認定(2歳児／保育認定)

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

全体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2,999	2,954	2,854	2,797	2,751
確保方策(B)	3,247	3,247	3,247	3,247	3,247
認可保育所	2,985	2,985	2,985	2,985	2,985
地域型保育	120	120	120	120	120
認可外保育施設	142	142	142	142	142
過不足分(B-A)	248	293	393	450	496

(単位:人)

①深川	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	864	832	856	842	826
確保方策(B)	954	954	954	954	954
認可保育所	868	868	868	868	868
地域型保育	59	59	59	59	59
認可外保育施設	27	27	27	27	27
過不足分(B-A)	90	122	98	112	128

(単位:人)

②城東	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1,214	1,286	1,186	1,157	1,153
確保方策(B)	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
認可保育所	1,185	1,185	1,185	1,185	1,185
地域型保育	53	53	53	53	53
認可外保育施設	62	62	62	62	62
過不足分(B-A)	86	14	114	143	147

(単位:人)

③臨海	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	921	836	812	798	772
確保方策(B)	993	993	993	993	993
認可保育所	932	932	932	932	932
地域型保育	8	8	8	8	8
認可外保育施設	53	53	53	53	53
過不足分(B-A)	72	157	181	195	221

(3)-2 3号認定(1歳児／保育認定)

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

全体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2,680	2,591	2,535	2,482	2,440
確保方策(B)	2,830	2,830	2,830	2,830	2,830
認可保育所	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555
地域型保育	113	113	113	113	113
認可外保育施設	162	162	162	162	162
過不足分(B-A)	150	239	295	348	390

(単位:人)

①深川	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	700	736	720	710	695
確保方策(B)	842	842	842	842	842
認可保育所	737	737	737	737	737
地域型保育	55	55	55	55	55
認可外保育施設	50	50	50	50	50
過不足分(B-A)	142	106	122	132	147

(単位:人)

②城東	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1,135	1,038	1,021	994	991
確保方策(B)	1,109	1,109	1,109	1,109	1,109
認可保育所	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
地域型保育	50	50	50	50	50
認可外保育施設	59	59	59	59	59
過不足分(B-A)	△26※	71	88	115	118

(単位:人)

③臨海	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	845	817	794	778	754
確保方策(B)	879	879	879	879	879
認可保育所	818	818	818	818	818
地域型保育	8	8	8	8	8
認可外保育施設	53	53	53	53	53
過不足分(B-A)	34	62	85	101	125

※ 当該数値はあくまで城東区域のみでの想定であり、隣接区域への流動等の影響により、区全体では確保方策が量の見込みを上回る見込みです。

(3)-3 3号認定(0歳児／保育認定)

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

全体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	828	812	793	777	760
確保方策(B)	1,158	1,158	1,158	1,158	1,158
認可保育所	1,004	1,004	1,004	1,004	1,004
地域型保育	66	66	66	66	66
認可外保育施設	88	88	88	88	88
過不足分(B-A)	330	346	365	381	398

(単位:人)

①深川	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	217	217	213	210	203
確保方策(B)	329	329	329	329	329
認可保育所	268	268	268	268	268
地域型保育	35	35	35	35	35
認可外保育施設	26	26	26	26	26
過不足分(B-A)	112	112	116	119	126

(単位:人)

②城東	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	334	327	321	313	311
確保方策(B)	474	474	474	474	474
認可保育所	417	417	417	417	417
地域型保育	23	23	23	23	23
認可外保育施設	34	34	34	34	34
過不足分(B-A)	140	147	153	161	163

(単位:人)

③臨海	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	277	268	259	254	246
確保方策(B)	355	355	355	355	355
認可保育所	319	319	319	319	319
地域型保育	8	8	8	8	8
認可外保育施設	28	28	28	28	28
過不足分(B-A)	78	87	96	101	109

5-4 地域こども・子育て支援事業等の見込み・確保方策

※表中の「量の見込み」は各事業の利用見込み数等(需要数)、「確保方策」は各事業の確保定員数等(供給数)を表しています。

(1)利用者支援事業

【事業概要】

- こども及びその保護者が、教育・保育施設や地域こども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。
- 相談対応等の利用者支援や地域連携(関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくり等)を行う「基本型」(子ども家庭支援センター)、相談対応等の利用者支援のみを行う「特定型」(保育園ナビゲーター:本庁・豊洲特別出張所)、妊産婦及び乳幼児の健康に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目のない対応を行う「こども家庭センター型」(養育支援課及び保健相談所)、妊婦等包括相談支援事業により伴走型の相談支援を行う「妊婦等包括相談支援事業型」(保健相談所)の4類型の事業があります。
- その他、妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関である「地域子育て相談機関」があります。

【方針】

〔基本型〕

- タイムリーに、その状況に最適なサービスが利用できるよう、利用者の立場に立ったきめ細かな情報提供に取り組みます。
- 多様な相談に迅速に応えられるよう、相談・助言を行う人材の育成、スキルアップを推進するとともに、関係機関との緊密な連携を推進します。
- 令和10年度に富岡地区に子ども家庭支援センターを開設します。

〔特定型〕

- 保育園ナビゲーターの活用により、保護者のニーズに応じた情報提供を行います。

〔こども家庭センター型〕

- 妊娠期から、産前産後、出産、子育て等に関する不安や疑問について、外国人住民等も含め、いつでも誰もが、訪問や来所、電話等で、相談し支援を受けることができる体制を確立し、子育て家庭の不安の軽減を図ります。
- こども家庭センターを設置することで児童福祉部門と母子保健部門が緊密に連携し、妊娠期から切れ目のない包括的な支援を実施します。

〔妊婦等包括相談支援事業型〕

- 妊婦やその配偶者等に対して面談や情報提供、相談を行う等、伴走型の支援を行います。

〔地域子育て相談機関〕

- 子育て支援を行う施設において、全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関を整備します。

【量の見込み・確保方策】

(単位:か所)

実施か所数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	23	23	23	25	25
確保方策(B)	23	23	23	25	25
基本型(子ども家庭支援センター)	8	8	8	9	9
特定型(保育園ナビゲーター)	2	2	2	2	2
こども家庭センター型	5	5	5	5	5
母子保健機能 (保健相談所)	4	4	4	4	4
児童福祉機能	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	8	8	8	9	9
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

〔妊婦等包括相談支援事業型〕

(単位:回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	11,270	11,034	10,796	10,560	10,321
確保方策(B)	11,270	11,034	10,796	10,560	10,321
妊婦等包括相談支援事業型	11,270	11,034	10,796	10,560	10,321
こども家庭センター (母子保健機能(保健相談所))	11,270	11,034	10,796	10,560	10,321
その他 [※]	0	0	0	0	0
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

※ NPO等民間団体が実施する地域子育て支援拠点などに委託して実施する場合のことを指す。

(2)時間外保育事業(延長保育事業)

【事業概要】

- 保育認定(2号・3号の各種認定)を受けたこどもに対して、通常の利用日以外の日、また通常の利用時間以外の時間において、認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。

【方針】

- 認可外保育所から認可保育所への認可移行園等今後設置される全ての認可保育所において、延長保育(月極)を実施します。
- 就労等における突発的な理由により、一時的な延長保育を必要とする利用者については、1日単位で利用可能なスポット延長保育を実施します。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

月極利用平均人数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010
確保方策(B)	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

(3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

【事業概要】

- 保護者が仕事等で日中家にいない家庭の児童に対して、放課後等に安全・安心な遊びや生活の場を提供し、児童の健やかな育成を図る事業です。平日の午後(放課後)のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。小学校1～3年生及び障害等のある4～6年生を対象とする江東きっずクラブ B 登録(放課後児童クラブ/学童保育)が該当します。
- そのほか、江東きっずクラブには、小学校全学年を対象とした放課後の学校内の空き教室等で自主的な学びの場・遊びの場を提供する A 登録(放課後子ども教室)があります。

【方針】

〔B 登録〕※放課後児童健全育成事業

- 保留児童の発生が見込まれるクラブにおいて、校舎等の増設あるいは改築が見込まれる場合には必要な育成室面積確保に向けた調整を行います。

〔A 登録〕※放課後子ども教室推進事業

- 定期的に利用児童数と各小学校の活動場所の実態を把握するとともに、小学校における活動スペースを協議調整していきます。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

B 登録 登録者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	3,789	3,754	3,675	3,639	3,541
確保方策(B)	3,789	3,754	3,675	3,639	3,541
1年生	1,690	1,645	1,580	1,617	1,520
2年生	1,296	1,331	1,296	1,244	1,273
3年生	777	752	773	752	722
高学年(障害等のある児童)	26	26	26	26	26
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0
A 登録 登録者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	7,776	7,724	7,593	7,539	7,366
確保方策(B)	7,776	7,724	7,593	7,539	7,366
1年生	2,067	2,013	1,933	1,978	1,859
2年生	1,882	1,932	1,881	1,805	1,848
3年生	1,721	1,666	1,711	1,664	1,598
4年生	1,394	1,403	1,359	1,397	1,358
5年生	538	529	532	516	530
6年生	174	181	177	179	173
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

(4)子育て短期支援事業

【事業概要】

- 保護者の病気や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な支援(宿泊を伴う一時的預かり)を行う事業です。
- 施設で預かる「施設型」と協力家庭員(預かりボランティア)の自宅で預かる「在宅型」があります。

【方針】

- 事業の利用条件について、児童の人権を尊重し適切な実施に努めます。
- 事業の適切な利用をすすめ、児童虐待の予防に努めます。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

年間利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1,146	1,157	1,148	1,153	1,150
確保方策(B)	1,351	1,351	1,351	1,351	1,351
施設型	867	867	867	867	867
在宅型	484	484	484	484	484
過不足分(B-A)	205	194	203	198	201

(5)乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

- 助産師又は保健師が、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や子育て状況等の把握を行い、育児や産後の体調等の相談を受けたり必要なサービスにつなげたりする事業です。

【方針】

- 家庭訪問を通じて家庭環境・生活環境に応じた適切な指導やアドバイスを行い、新生児の健全な発育と産婦の子育てを支援します。

【量の見込み・確保方策】

(単位:件)

年間訪問件数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	3,683	3,606	3,528	3,451	3,373
確保方策(B)	3,683	3,606	3,528	3,451	3,373
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

a 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

- 養育支援訪問事業は、養育支援(子育てに関する相談、指導、助言その他必要な支援)が特に必要な家庭に対して、民間の訪問支援者がその家庭を訪問し、子育てに関する専門的な指導・助言に基づく家事支援を行うことで、当該家庭の適切な養育の実現を目指す事業です。
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【方針】

- 東京都をはじめ、関係機関との連携を図るとともに、相談体制の強化を図ります。
- 虐待の発生を予防するとともに、早期発見、早期対応等の体制づくりを進めます。
- 社会的養護施設との連携を図ります。

【量の見込み・確保方策】

(単位:件)

養育支援訪問件数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	19	20	20	20	20
確保方策(B)	19	20	20	20	20
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

(単位:回)

養育支援訪問回数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	87	90	91	91	92
確保方策(B)	87	90	91	92	92
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

b 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

- 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【方針】

- 子育て世帯等に対し家事・子育て支援を実施し、虐待リスクの高まりを予防します。

【量の見込み・確保方策】

(単位:件)

訪問件数(想定対象世帯数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	408	408	412	416	419
確保方策(B)	408	408	412	416	419
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

(単位:日)

平均利用日数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	10	10	10	10	10
確保方策(B)	10	10	10	10	10
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

c 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

- 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【方針】

- 児童が安心できる居場所を提供し、個々の事情に応じた包括的な支援を実施することで虐待を防止し、児童の健全な育成を図ります。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

利用者数(想定対象児童数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	—	—	—	109	108
確保方策(B)	—	—	—	109	108
過不足分(B-A)	—	—	—	0	0

d 親子関係形成支援事業

【事業概要】

- 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行う事業です。

【方針】

- 親子関係形成支援プログラムの実施及び保護者同士が悩み・不安を共有できる場を設けることで健全な親子関係の形成を支援します。

【量の見込み・確保方策】

(単位:件)

対応件数(想定対象世帯数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	—	—	—	98	97
確保方策(B)	—	—	—	98	97
過不足分(B-A)	—	—	—	0	0

(7)地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

- 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。
- 江東区では、地域子育て支援拠点事業として「子育てひろば」を行うほか、「マイ保育園ひろば」、「かんがるーひろば」を実施しています。

子育てひろば	子育て中の保護者・就学前児童を対象に、子ども家庭支援センター、児童館及び一部私立保育所において、親と子が一緒にのびのび過ごせ、また一緒に子育てをする仲間との子育ての輪を広げることができる場を提供しています。
マイ保育園ひろば	在宅で子育てをしている保護者・就学前児童を対象に、認可保育所及び認定こども園で遊び場の提供や季節のイベントへのお誘い、子育て相談等を実施しています。
かんがるーひろば	地域の未就園児とその保護者を対象に、区立幼稚園で親子の交流や子育て相談等を行う親子登園を実施しています。

【方針】

- 子ども家庭支援センターの子育てひろばについては、見守り訪問支援や出張ひろば等、引き続き事業の充実に努めます。令和10年度に富岡地区で新たな子ども家庭支援センターを開設し、既存センターまでは遠く利用が難しかった地域の方の育児負担軽減や孤立感の解消を図ります。
- 児童館の子育てひろばについては、年齢別プログラム等、引き続き事業の充実に努めます。令和10年度に富岡地区で新たな子ども家庭支援センターが開設されることに伴い、古石場児童館については乳幼児親子利用者の同センターへの移行を見込んでいます。
- 私立保育所で行っている子育てひろばについては、引き続き事業の充実に努めます。
- 子育て支援地域活動であるマイ保育園ひろばを通して、各園が一人ひとりの「かかりつけ保育園」として在宅子育て家庭に対する支援の充実に努めます。
- かんがるーひろば(幼稚園親子登園事業)について、対象者へのPRを強化するとともに、参加者のニーズに応じたプログラムを実施していきます。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人・か所)

年間利用者数・実施か所数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み〔人〕	475,500	475,500	475,500	488,300	490,300
子ども家庭支援センター	230,700	230,700	230,700	259,600	261,600
児童館	239,300	239,300	239,300	223,200	223,200
私立保育所	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
確保方策〔か所〕	28	28	28	29	29
子ども家庭支援センター	8	8	8	9	9
児童館	17	17	17	17	17
私立保育所	3	3	3	3	3
(参考)年間利用者数	475,500	475,500	475,500	488,300	490,300

(8)-1 一時預かり事業(幼稚園預かり事業)

【事業概要】

- 子育て支援の一環として、通院・介護等の保護者のニーズに応えるため、教育時間前後に預かり保育を実施する事業です。1日の教育課程に係る幼稚園の教育時間は、文部科学省が定める幼稚園教育要領に4時間を標準とすると示されており、その教育時間の前後に事業を実施しています。

【方針】

- 区立幼稚園の預かり事業について、利用実績を踏まえて、引き続き事業の充実に努め、私立幼稚園等の預かり事業については、各園の事業運営を支援していきます。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

年間利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	80,161	75,163	71,304	66,524	62,458
確保方策(B)	115,201	114,703	114,264	113,804	113,383
過不足分(B-A)	35,040	39,540	42,960	47,280	50,925

(8)-2 一時預かり事業(在園児対象を除く一時預かり事業)

【事業概要】

- 保護者の入院や通院、親族の看護等で、家庭での保育が一時的に困難となった場合や保護者の育児負担の軽減等を目的として、主として昼間、認可保育所その他の場所で一時的にこどもを預かる事業です。
- 江東区では、一時預かり事業として「非定型一時保育」、「緊急一時保育」、「リフレッシュひととき保育」、「ファミリー・サポート事業」を実施しています。

非定型一時保育	在宅で育児をしている保護者が、通院、通学、短時間の就労、自宅での看護等の理由で、お子さんの保育ができないときに、認可保育所の一時保育室で一時的にこどもを預かる事業です。保護者のリフレッシュ目的でも利用が可能です。
緊急一時保育	保護者の出産、傷病による入院、又は親族等の入院看護等の緊急の理由で、一時的にお子さんの保育ができないときに認可保育所の定員を超えてこどもを預かる事業です。
リフレッシュひととき保育	在宅で子育てをしている保護者のお子さんを一時的に預かる事業で、子ども家庭支援センター及び一部の児童館で実施する事業です。保護者のリフレッシュを目的とし、預かる理由を問いません。
ファミリー・サポート事業	区内で育児の手助けを必要とする方(利用会員)と育児の手助けができる方(協力会員)を結び、会員同士による援助活動を行う事業です。保育所・幼稚園の送迎等にも利用が可能です。

【方針】

- 非定型一時保育については、引き続き事業の充実に努めます。利用者の少ない施設については、利用者数の向上を目指します。
- 緊急一時保育については、引き続き事業の充実に努めます。
- リフレッシュひととき保育については、実施施設数の増加や利便性の向上等、引き続き事業の充実に努めます。なお、令和10年度に富岡地区に子ども家庭支援センターを新たに開設し、リフレッシュひととき保育を拡充します。
- ファミリー・サポート事業(未就学児)については、過去の傾向から、利用者数が平均約5%増加しているため、利用件数も同様の増加ペースを維持できるよう取り組んでいきます。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

年間利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	39,390	39,870	40,050	41,930	43,410
確保方策(B)	39,390	39,870	40,050	41,930	43,410
非定型一時保育	12,800	12,800	12,800	12,800	12,800
緊急一時保育	650	650	650	650	650
リフレッシュひととき保育	21,800	22,100	22,100	23,800	25,100
ファミリー・サポート事業(未就学児)	4,140	4,320	4,500	4,680	4,860
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

(9)病児保育事業

【事業概要】

- 病院・保育所等に設置された専用スペース等において、病気又は病気の回復期であるために保育所に登園できない児童の保育を一時的に看護師等が行う事業です。
- 令和6年度において、病気の初期から回復期までの乳幼児を対象とした病児・病後児対応型施設4施設、病気の回復期にある乳幼児を対象とした病後児対応型施設1施設で実施しています。

【方針】

- 引き続き利便性の向上を図ることで利用率の向上を行い、施設の効率的な運用を促進します。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

年間利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
確保方策(B)	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

(10)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

【事業概要】

- 区内で就学児に対する送迎等、育児の手助けを必要とする方(利用会員)と手助けができる方(協力会員)を結び、会員同士による援助活動を行う事業です。

【方針】

- 過去の傾向から、利用者数が平均約5%増加しているため、利用件数も同様の増加ペースを維持できるよう取り組んでいきます。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

年間利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2,070	2,160	2,250	2,340	2,430
確保方策(B)	2,070	2,160	2,250	2,340	2,430
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

(11)妊婦健康診査事業

【事業概要】

- 妊産婦の健康状態を保ち、向上させるため、健康診査を行う事業です。

【方針】

- 定期的な妊婦健康診査を行い、妊婦及び胎児の死亡率低下、流・早産の防止等を図ります。
- 妊婦健康診査等の母子保健活動を通じて、支援を必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげます。

【量の見込み・確保方策】

(単位:件)

年間受診票交付件数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	4,051	3,967	3,881	3,796	3,710
確保方策(B)	4,051	3,967	3,881	3,796	3,710
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

(単位:回)

年間健診受診回数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	42,536	41,654	40,751	39,858	38,955
確保方策(B)	42,536	41,654	40,751	39,858	38,955
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

(12)産後ケア事業

【事業概要】

- 産後に不安を抱える母親が、乳児と一緒に助産所等の施設において、助産師等から母子のケアや授乳指導、育児指導が受けられる事業です。また、授乳に不安を抱える母親には、助産師による乳房ケアを行います。

【方針】

- 産後ケアにより、出産後の母体ケアや子育て支援体制を充実させ、母子の健全な育成のための二一ズに応え、安心して子育てできる環境を整えます。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人日)

年間利用日数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	4,216	4,609	4,511	4,412	4,312
確保方策(B)	4,216	4,609	4,511	4,412	4,312
宿泊型	2,783	3,207	3,138	3,070	3,000
日帰り型	737	721	706	690	675
乳房ケア(訪問型)	232	227	222	217	212
乳房ケア(外来型)	464	454	445	435	425
過不足分(B-A)	0	0	0	0	0

(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

- 低所得者の負担軽減を図るため、認定世帯(1号～3号のいずれかの教育・保育認定を受けた世帯)に対して教育・保育に必要な日用品や行事参加費等の実費負担分の費用を助成する事業です。

【区の現状】

- 新制度※移行幼稚園及び認定こども園(1号・2号認定)に通う低所得世帯に対し、保護者が支払った日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用の補助を行っています。
- 新制度に移行していない幼稚園に通う低所得世帯等に対し、保護者が支払った給食費の補助を行っています。

※「子ども・子育て支援新制度(誰もが子育てをしやすい社会の実現のために国が開始した制度)」のこと。新制度移行幼稚園とは、この制度へ移行している幼稚園のことを指す。

【方針】

- 国の動向を注視しつつ、保護者が実費を負担する費用の補助を継続実施します。

(14)多様な主体の参入促進事業

【事業概要】

- 保育の需要に応じた供給体制の確保や多様な事業者の能力活用を図るため、認可保育所等特定教育・保育施設(施設の運営等に係る費用の補助を受けるために区長から認められた施設)への民間事業者の参入を促進する事業です。

【区の現状】

- 令和6年度より、小学校就学前の幼児を対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者に対し、施設の利用料を補助する事業を開始しました。
- 認可保育所の新規開設、認可外保育施設から認可保育所への移行及び区立保育所の公設民営化に際し、株式会社等民間事業者の活用を図っています。

【方 針】

- 各種学校等補助対象となる可能性がある施設に対し、「多様な集団活動利用支援事業」の周知を進め、利用促進を図ります。
- 認可保育所の設置においても促進を図るため、今後も良質な民間事業者の参入促進を継続します。

(15)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業概要】

- 満3歳未満で保育所等に入所していない乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【方 針】

- 本事業における未就園児の預かり保育に対するニーズを適切に把握し、効果的な受け入れ体制の整備に努めます。

【量の見込み・確保方策】

- 量の見込みに関しては、国による制度運用等の検討を注視するとともに、令和6年度に開始した未就園児の定期的な預かり事業(あずかーる)に対するニーズを把握しながら、本計画の中間見直しにおいて適切に設定します。また、確保方策に関しては、算定した量の見込みに基づき、実施園の拡充等、受け入れ体制の整備を進めます。

5-5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の運営

【事業概要】

- 認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持ち、地域における子育て支援事業も行っています。

【区の現状】

- 令和6年4月1日現在、幼保連携型認定こども園※1 3園、地方裁量型認定こども園※2 1園があります。
- 「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」では、保育所の待機児童が解消されていることから、区立幼稚園の認定こども園への転換については検討を取りやめることとしています。

※1 認定こども園の中の一つの形態で、国の基準に基づいて保育所と幼稚園が連携して設置される施設のこと。

※2 認定こども園の中の一つの形態で、地方自治体が地域の特性に応じて設けた独自の基準に基づいて設置・運営が行われる施設のこと。

【方針】

- 保育所の待機児童が解消しており、現状では大幅な増加は見込まれないことから、今後、教育・保育ニーズの変化が生じた場合には、幼稚園や保育施設等の状況を踏まえて検討を行います。

(2) 幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援

【事業概要】

- 質の高い教育・保育を提供するため、幼稚園教諭や保育士の資質の向上に取り組んでいます。

2-1 幼保併有資格の取得促進

【区の現状】

- 幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭は、学校教育と保育を一体的に提供する施設に勤務しているため、原則として幼稚園教員及び保育士資格の両方の所有が求められています。このため、令和元年度より幼稚園教員及び保育士資格を併有していない認定こども園の職員を対象に、資格取得に要する経費の補助を行っています。

【方針】

- 幼保併有資格の取得に向けて、引き続き補助を行っていきます。

2-2 幼稚園教諭と保育士の合同研修

【区の現状】

- 幼稚園や保育所が直面する諸課題を解決・改善するため、幼稚園教諭及び保育士の資質・能力の向上を図る「保幼合同研修会」を実施しています。

【方 針】

- 幼稚園教諭及び保育士を対象とした合同研修等を行い、幼稚園教諭及び保育士の資質・能力の向上を図ります。

2-3 幼稚園教諭・保育士の処遇改善

【区の現状】

- 幼稚園教諭や保育士等の処遇改善として、賃金改善に要した費用について私立幼稚園や私立保育所等へ補助を行っています。

【方 針】

- 私立幼稚園等の人材確保や幼児教育の安定的な供給のため、区独自制度の中で引き続き幼稚園教諭の処遇改善を図ります。
- 全国的に保育士の確保が困難となっている状況から、江東区においては国や都の制度を活用し、引き続き保育士の処遇改善に取り組みます。

2-4 特に配慮を要するこどもに関わる職員の資質の向上

【区の現状】

- 認可保育所及び認定こども園を対象に、特別な支援を必要とする乳幼児の保育について、専門の講師による「こども発達支援ゼミ」を開催し、区全体の障害児保育の知識及び技術の向上を図っています。
- 発達相談費として、臨床心理士の巡回指導等、専門的見地から行う障害児等の保育指導及び助言に要する費用を私立保育所等へ補助を行っています。
- 公立幼稚園を対象に特別支援コーディネーター研修会を実施し、個別の配慮を要する幼児に対する支援のあり方を協議したり、効果的な支援事例を共有したりする等、職員の資質向上を図っています。

【方 針】

- 健康状態や発達の状況、家庭環境等から特に配慮を要するこどもについては、一人ひとりの状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関等との連携を強化するとともに、職員の資質の向上を図ります。

(3)教育・保育事業相互の連携・保幼小の連携

【事業概要】

- 就学前から学童期までの一貫した支援を目指した取組をしています。

3-1 地域に根ざした教育・保育の展開

【区の現状】

- 認可保育所及び認定こども園がマイ保育園ひろば事業に参画し、在宅子育て世帯を対象に子育て相談や園行事への参加、遊び場の提供等、各地域で子育て支援を実施しています。
- 原則として、0歳から2歳児までを対象とする区内地域型保育施設では、近隣の保育所との間で、日常的保育や代替保育※、卒園児受け入れに係る支援等の連携に取り組んでいます。

※ 職員の病気等により、保育を提供することができない場合に、連携している保育所に一時的に保育を提供してもらうこと。

【方針】

- 教育・保育施設が地域子育て支援の中核的な役割を担うために、必要な支援を行います。
- 地域型保育施設は、卒園後も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設との連携を図ります。
- 施設種別や公私立の垣根を超えた地域活動を実施し、教育・保育の質の向上や地域活性化を推進します。

3-2 幼稚園・保育所から小学校への円滑な接続の支援

【区の現状】

- 「江東区連携教育の日」を設定し、区内の保幼小中の教諭等が中学校区ごとに保育参観や授業参観を設定し、円滑な接続を目指した意見交換会を行っています。

【方針】

- こどもの育ちの連続性を確保するため、幼稚園や保育所と小学校間において、個人情報に配慮しながら、こども一人ひとりの発達の過程や健康の状況等の情報共有を図ります。
- 就学前教育と学校教育の円滑な接続のため、同じ地域の幼稚園・保育所、公立小・中学校・義務教育学校の保育士と教諭による協議会の開催や合同研修会の実施等、一層の相互理解と連携強化を図ります。

第6章 計画の推進体制

6-1 計画の推進体制

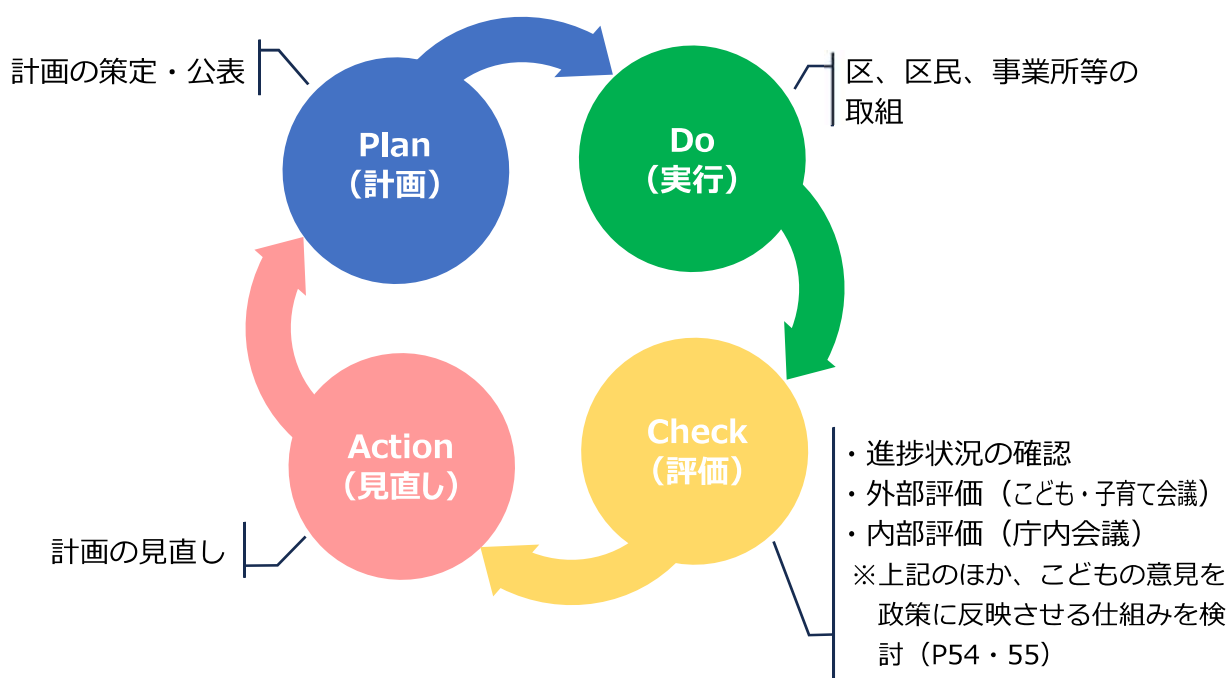
本区に暮らすこども・若者が健やかに育ち、保護者は喜びを感じながら子育てができるまちづくりを実現させるためには、区だけでなく、地域全体での取組が不可欠です。

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに関わる事業者・関係団体をはじめ、多くの区民の理解と協力が重要であることから、策定した本計画等について、ホームページ等を活用して、広く区民に周知します。さらに、本計画がこども・若者の視点に立った計画として運用していけるよう、適宜こども・若者の意見を聴きながら評価・改善をできる仕組みを検討します。

また、子育て支援に関わる取組は多岐にわたるため、庁内関係課との緊密な連携を図ることはもとより、児童相談所や福祉・教育機関、警察・NPO法人や団体等との連携を図ります。

6-2 進捗管理

各年度の計画に基づく施策・事業の実施状況、教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況や実績等について、PDCAサイクルの視点を持って点検・評価を行います。また、量の見込みで大きな乖離が生じた場合や国の制度動向等により、必要に応じて計画を見直すものとします。



<江東区こども・子育て会議>

「江東区こども・子育て会議」は、子育ての専門家や区民の代表により構成され、本計画の策定・進捗管理にあたり、計画の内容等についての意見を聴取するために設置するものです。

資料編

1 計画の策定経過

■江東区こども・子育て会議における検討経過

回	開催日	主な内容
第1回	令和6年6月3日	● 前年度のこども・子育て支援事業計画の取組結果について報告 ● こどもまんなかワークショップ等の実施結果について報告 ● こども計画 構成案について検討 ● 年間スケジュールについて検討
第2回	令和6年7月8日	(こども計画についての議題なし)
第3回	令和6年8月5日	● こども計画 第1章(概要)～第3章(計画の基本的な方針)について検討
第4回	令和6年9月2日	● こども計画 第1章(概要)～第3章(計画の基本的な方針)について検討(継続) ● こども計画 第4章(施策の展開)について検討
第5回	令和6年10月23日	● こども計画 第1章(概要)～第4章(施策の展開)について検討(継続) ● こども計画 第5章(量の見込みと確保方策)について検討
第6回	令和6年11月8日	● こども計画(素案)について検討 ● パブリックコメントの実施について報告
第7回	令和7年1月31日	● パブリックコメントの実施結果について報告 ● こども計画(案)について検討

■江東区こどもまんなかワークショップ実施経過

回	開催日	開催場所・参加人数
第1回	令和6年5月11日	南砂区民館・27名
第2回	令和6年5月12日	富岡区民館・15名
第3回	令和6年5月25日	総合区民センター・14名
第4回	令和6年5月26日	豊洲文化センター・18名

2 江東区こども・子育て会議委員名簿

	氏 名	所 属 団 体 等	
会長	鈴木 秀洋	学識経験者	日本大学大学院危機管理学研究科教授 日本大学危機管理学部教授
副会長	内藤 知美	//	田園調布学園大学子ども未来学部教授
委員	宮原 満	福祉関係者	江東区公私立保育園園長会会長 (亀戸浅間保育園 園長)
委員	山田 不二子	//	医師 認定NPO法人チャイルドファーストジャパン理事長
委員	田村 満子	//	NPO法人こどもの発達療育研究所理事長
委員	秋山 三郎	//	NPO法人東京養育家庭の会川の手支部 ホームスタート こうとう 代表
委員	石村 あさ子	保健関係者	公益社団法人東京都助産師会江東地区分会会長
委員	内野 成浩	教育関係者	江東区私立幼稚園協会会長 (神明幼稚園 園長)
委員	北島 千絵	地域活動関係者	主任児童委員
委員	井元 まどか	公募委員	
委員	三堀 大介	//	

(敬称略)

3 江東区こども・子育て会議設置要綱

平成21年5月20日

21江子児第492号

(設置)

第1条 こども基本法(令和4年法律第77号。以下「基本法」という。)第13条第3項並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第31条第2項、第43条第2項及び第61条第7項の規定に基づき、こども施策に係る事務、子ども・子育て支援事業及びこどもの権利に関する施策の推進に関し必要となるべき措置に係る意見の聴取を行うため、江東区こども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項に係る意見の聴取を行う。

- (1) 基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び変更
- (2) 支援法第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定
- (3) 支援法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定
- (4) 支援法第61条第7項に規定する子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、こども施策に係る事務、子ども・子育て支援事業及びこどもの権利に関する施策の推進に関し区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する20人以内の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 子育てに関する地域活動を行っている者又は行っていた者
- (6) 公募委員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌々年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠員により補充する委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指定する事項を調査及び検討する。

3 専門部会長及び専門部会の部会員は、会長が指名する。

4 専門部会長は、必要に応じて専門部会を招集し、会務を総理する。

5 専門部会長は、必要があると認めるときは、専門部会に部会員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、こども未来部こども家庭支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

4 江東区こども・子育て支援推進委員会設置要綱

平成21年5月15日

21江子児第470号

(設置)

第1条 こども基本法(令和4年法律第77号。以下「基本法」という。)第10条及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第61条の規定に基づく計画の策定及び推進、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号。以下「貧困対策法」という。)に定める施策並びにこどもの権利に関する施策の推進を図るため、江東区こども・子育て支援推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 支援法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 貧困対策法第10条から第14条までに規定する施策の推進に関すること。
- (4) こどもの権利に関する施策の推進に関すること。
- (5) 前各号の計画又は施策に係る各部局間の連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、こども未来部を担任する副区長をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を総理する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会から付託された事項について調査及び検討するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、こども政策推進担当課長をもって充てる。

4 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

5 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、会務を総理する。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会及び幹事会の庶務は、こども未来部こども家庭支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

政策経営部長、総務部長、地域振興部長、福祉部長、障害福祉部長、生活支援部長、健康部長、こども未来部長、教育委員会事務局次長

別表第2(第5条関係)

企画課長、財政課長、人権推進課長、男女共同参画推進センター所長、青少年課長、福祉課長、障害者施策課長、障害者支援課長、保護第一課長、保護第二課長、生活応援課長、保健予防課長、こども家庭支援課長、養育支援課長、児童相談所開設準備担当課長、保育政策課長、保育支援課長、庶務課長、学務課長、指導室長、教育支援課長、地域教育課長、江東区社会福祉協議会福祉サービス課長

5 江東区こどもの権利に関する条例

こどものみなさん

みなさんは、誰一人代わりのいないかけがえのない存在です。

すべての人は、生まれた時から一人の人間として 幸 せに生きる権利を持っています。みなさんは、命が守られ、安心して育つことができます。まわりの人の愛 情のもとで遊び、休み、学び、自分らしく暮らしていくことができます。

みなさんは、自分の意志で自分に合った選択をすることができます。しかし、成 長 の途中であるみなさんは守られる存在でもあり、まわりの人からの助けが必要になる場合があります。そのために 私 たちおとなは、みなさんを守るため、みなさん一人ひとりの声を大切に受け止め、みなさんにとって 最 もよいことができるように 考 えていかなければなりません。

みなさんは、人種や性別、障 害や病気のあるなしなどにかかわらず、いかなる差別も受けません。誰もが同じように大切にされます。

みなさんは、様々な活動の場に参加し、自分の意見や思いをあなたらしい方法で表 現 することができます。

もし、みなさんが悩んだり、不安になったり、困ったりすることがあったら、おとなに相談したり、助けてもらうことができます。私 たちおとなは、みなさんの立場に寄り添い、みなさんにとって一番よいことを一緒に 考 えていきます。

江東区には、地域に 温 かい思いやりの 心 が息づいています。私 たちおとなは、地域全体でみなさんを見守り、みなさんを全 力 で応援します。

未来を担うみなさんは、たくさんの可能性であふれています。たとえ失敗しても何度でもやり直せます。

江東区は、こどもの権利をみなさんやおとなに理解してもらえるように伝えていきます。そして、みなさん一人ひとりが大切にされ、誰もが自分は生まれてきてよかったと思える社会を目指して、この条 例 を 定めます。

もくてき (目的)

第1条 この条 例 は、日本国憲法や児童の権利に関する条 約 の 考 えをもとに、こどもの権利を大切に守るための基本となる 考 えを定め、こどもに関係する人たちが何をしなければならないのかを理解し、みんなで江東区(以下「区」といいます。)のこどもの健やかな育ちを支えていくことを目的とします。

ことば い み
(言葉の意味)

だい じょう じょうれい つか ことば い み つぎ
第2条 この条 例 で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

(1) 「こども」とは、江東区内(以下「区内」といいます。)に住んでいたり、区内で学んでいたり、働 いていたり、活動したりしている人の中で、まだ18歳になっていない人やこれらの人と同じく権利を認めることがふさわしい人のことをいいます。

(2) 「保護者」とは、こどもの親、里親その他こどもの親に代わりそのこどもを育てる人のことをいいます。

(3) 「区民」とは、区内に住んでいたり、区内で学んでいたり、働 いていたり、活動したりしている人や団体のことをいいます。

(4) 「育ち学ぶ施設」とは、区内の保育所、幼稚園、学校や児童福祉施設などの、こどもが育ち、遊び、学び、活動するために利用する施設のことをいいます。

たいせつ かんが かんが
(大切な考え方)

だい じょう う とき けんり も ひとり にんげん せいかつ ばめん
第3条 こどもは、生まれた時から権利を持つ一人の人間として、生活のあらゆる場面において、その権利が大切にされます。

2 こどもは、自分の権利が大切にされることと同じように、自分以外の人の権利も大切にします。

3 おとなは、こどもに対して何かを 行 う時には、こどもにとって 最もよいことができるように 考 えていきます。

あんしん い けんり
(安心して生きる権利)

だい じょう あんしん い つぎ けんり まも
第4条 こどもは、安心して生きるため、次の権利が守られます。

(1) 命 が守られ、愛され、大切にされること。

(2) 健康が守られ、必要な医療や行 政 サービスが受けられること。

(3) 身体的・精神的な暴力や虐待を受けないこと。

(4) 家庭の環 境、国籍、文化の違い、年齢、性別、性のあり方、障 害 や病気のあるなしなどにより差別をされないこと。

じぶん そだ けんり
(自分らしく育つ権利)

だい じょう じぶん そだ つぎ けんり まも
第5条 こどもは、自分らしく育つため、次の権利が守られます。

(1) 遊び、休み、学ぶこと、そのために必要な環 境 が 整 えられること。

(2) 様々な文化や芸 術、スポーツ、自然などに触れて豊かな経験ができること。

(3) 自分の 考 えで仲間を作り、集まること。

(4) 自分の個性や可能性が大切にされること。

まも けんり
(守られる権利)

だい じょう じぶん こころ からだ まも つぎ けんり まも
第6条 こどもは、自分の心や身体を守るため、次の権利が守られます。

(1) 健やかな育ちを害するものから守られること。

(2) プライバシーや名誉が守られること。

(3) 不安なことや困ったことがあった時に、おとなに必要な支援や助言を求め、おとなにしっかりと自分の思いを受け止めてもらうこと。

じぶん いけん あき さんか けんり
(自分の意見などを明らかにし、参加する権利)

だい じょう じぶん いけん つた さまざま かつどう さんか つぎ
第7条 こどもは、自分にかかわりのあることについて意見を伝えたり、様々な活動に参加するため、次の権利が守られます。

(1) 自分の意見などを言葉その他の方法で自由に表現し、家庭や育ち学ぶ施設、地域のおとな、区などに伝えること。

(2) 自分の意見などを考えるために自分にとって必要な情報をわかりやすく、おとなや社会から得られること。

(3) こどもの意見などは、おとなの意見と同じように大切にされ、おとなや社会に受け止められること。

(4) 自分の考えで様々な活動に参加すること。

く せきむ
(区の責務)

だい じょう く ほごしゃ くみん そだ まな しせつ かんけい ひと ちから あ
第8条 区は、こども、保護者、区民、育ち学ぶ施設や関係する人たちと力を合わせてすべてのこどもの権利が守られるための取組を進めます。

2 区は、この条例の考え方をもとにこどもの権利を守る取組を進めていくための計画をつくりします。

3 区は、こどもに関係する様々な取組を行う時には、この条例の考え方をもとに進めます。

4 区は、こどもや保護者、区民、育ち学ぶ施設の関係者などにこどもの権利についての考え方を理解してもらえるように取組を進めます。

5 区は、育ち学ぶ施設や家庭、地域社会などで、こどもがこどもの権利について自ら学び、自分と自分以外の人の権利を大切にしたいことができるようになるための取組を進めます。

ほごしゃ やくわり
(保護者の役割)

だい じょう ほごしゃ もっと いちばん かんが ゆた あいじょう も せつ
第9条 保護者は、こどもにとって最もよいことを一番に考え、豊かな愛情を持ってこどもに接し、こどもの権利が守られるように努めます。

2 保護者は、必要に応じて、区や区民、育ち学ぶ施設などと力を合わせてこどもが健やかに育つように

つと
努めます。

くみん やくわり
(区民の役割)

だい じょう くみん ちいきぜんたい そだ りかい ちから あ けんり まも
第10条 区民は、地域全体で子どもを育てていくことを理解し、力を合わせて子どもの権利が守られる
ように努めます。

くみん すこ そだ かんきょう つと
2 区民は、子どもが健やかに育つことができる環境づくりに努めます。

くみん ちいき みまも く いっしょ あんぜん あんしん す
3 区民は、地域で子どもを見守り、区と一緒に子どもが安全に安心して過ごすことができるまちづくりに
努めます。

そだ まな しせつ かんけいしゃ やくわり
(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

だい じょう そだ まな しせつ かんけいしゃ じぶん かんが あそ まな かつどう
第11条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分で考え、遊び、学び、活動することができるようにす
るための支援を行い、子どもの権利が守られるように努めます。

そだ まな しせつ かんけいしゃ そだ まな しせつ すこ そだ たいせつ やくわり も
2 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな育ちのために大切な役割を持っている
ことを理解し、子どもを支援する力を高めるように努めます。

そだ まな しせつ かんけいしゃ ほごしゃ かてい あんしん こそだ しえん おこな
3 育ち学ぶ施設の関係者は、保護者が家庭で安心して子育てができるようにするための支援を行い、
子どもの権利が守られるように努めます。

そだ まな しせつ かんけいしゃ そだ まな しせつ じょうほう ほごしゃ くみん つた たが ちから あ
4 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設の情報について、保護者や区民に伝え、お互いに力を合
わせて育ち学ぶ施設を運営するように努めます。

けんり まも じょうたい かいふく
(子どもの権利が守られていない状態からの回復)

だい じょう く ほごしゃ くみん そだ まな しせつ かんけいしゃ たが ちから あ さべつ ぎゃくたい
第12条 区や保護者、区民、育ち学ぶ施設の関係者は、お互いに力を合わせて子どもに差別や虐待、
いじめその他の権利が守られていない状態があれば、力を合わせて早く権利が守られた状態へ
回復できるようにするための支援に努めます。

く おも う と ふあん なや かいしょう そうだん おう あんしん
2 区は、子どもの思いを受け止め、子どもの不安や悩みを解消できるよう相談に応じ、子どもが安心し
て育つことができる環境づくりに努めます。

いにん
(委任)

だい じょう じょうれい さだ ひつよう くちょう べつ さだ
第13条 この条例に定めるもののほか必要なことは、区長が別に定めます。

ふ そく
附 則

じょうれい れいわ ねん がつついたち しこう
この条例は、令和7年4月1日から施行します。

江東区こども計画（令和 7 年度～令和 11 年度）

令和 7 年 3 月 印刷物登録番号（6）7 2 号

編集発行 江東区こども未来部こども家庭支援課
江東区東陽 4-11-28
電話（3647）9111（代表）